

風致地区内行為における「事前相談」について

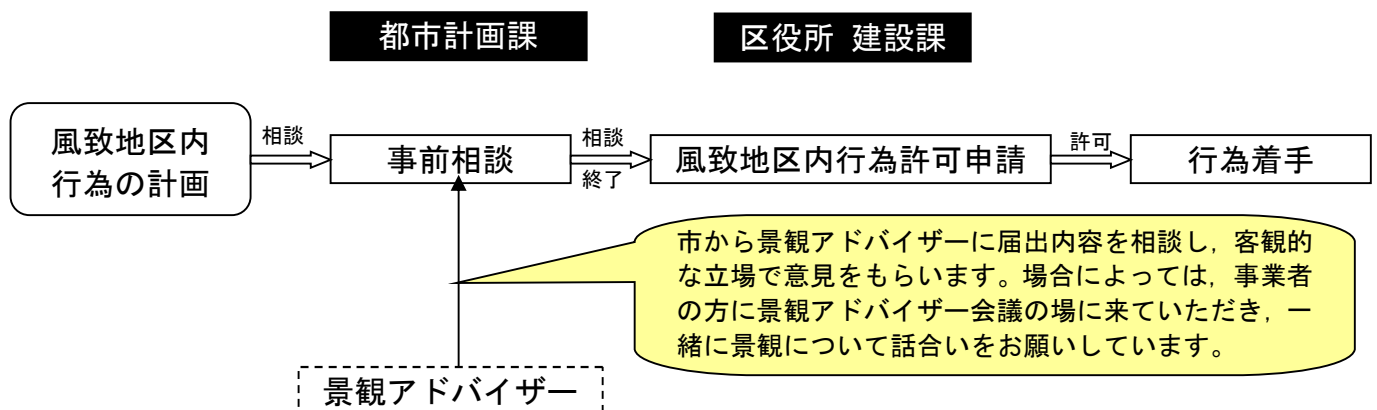
新潟市では、風致地区内における良好な景観形成や風致の維持のため、風致地区内での建築行為等を制限しており、その行為等を行う場合には、事前相談をお願いしています。

■許可が必要な風致地区内行為

次の①～⑦の行為を行う場合には、許可申請が必要です。

- ① 建築物その他の工作物の新築，改築，増築又は移転
- ② 宅地の造成，土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③ 木竹の伐採
- ④ 土石の類の採取
- ⑤ 水面の埋立て又は干拓
- ⑥ 建築物等の色彩の変更
- ⑦ 屋外における土石，廃棄物又は再生資源のたい積

■手続きの流れ



風致地区内行為を行う場合は、事前相談をお願いしており、提供いただいた資料をもとに、景観アドバイザーに相談しております。景観アドバイザーの意見を参考に、風致地区内行為が風致に著しく調和しないものでないと判断されたのち、許可申請するようお願いしております。

- ※ 風致地区内行為であっても、許可が不要な場合がありますので、必ず事前相談を行ってください。
- ※ 浜茶屋等、毎年申請される風致地区内行為につきましては、事前相談を省略する場合があります。

問い合わせ先 新潟市 都市政策部 都市計画課
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルナル5階
Tel 025-226-2825 FAX 025-229-5150